

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（廃スラッジ回収設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和5年8月10日（木）10時00分～12時20分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
新井安全審査官、石井安全審査官、山下専門職、植木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当2名
プロジェクトマネジメント室 担当2名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、現在審査中の実施計画変更認可申請（廃スラッジ回収設備（以下「本設備」という。）の設置）に関し、主に本年7月7日の面談において指摘した事項に対して、資料に基づき説明があった。
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、以下のコメントを行った。
 - ✓ 遠心分離機飛散防止カバー各部位の寸法について示すとともに、遠心分離機飛散防止カバーがダストや周辺構造物等により閉塞するおそれがなく、十分な流速でダストを吸引できるとする根拠を資料の中に示すこと。
 - ✓ 下部ファネルで回収した廃スラッジを廃スラッジ一時貯留タンクへ排出する際のラインと排出に際して必要な駆動力について示すこと。また、下部ファネルの耐震クラスについてもあわせて示すこと。
 - ✓ 遠心分離機室と廃スラッジ充填室の圧力計画値（-150Pa 及び-160Pa）について、その算出根拠を示すこと。
 - ✓ 廃スラッジ保管容器の蓋着脱に用いる装置について、他の施設や工場等における使用実績の有無について示すとともに、蓋のロック状態とアンロック状態への移行に際して要する力を含め、ロック状態における蓋部の気密性を示すこと。
 - ✓ 気流確認用リボンでは、気流の方向しかわからないことから、ダスト取扱エリア及びダスト管理エリアが負圧であることを確認する方法について、具体的に示すこと。
 - ✓ ダスト取扱エリア及びダスト管理エリア用の排風機による排気について、それらの排出口の構造を示すこと。
 - ✓ 換気空調系のうち動的機器に関する電源構成（A/B系）を示すこと。
 - ✓ 異常発生時においては、換気空調系の自動ダンパが閉止することによって各エリアを隔離することのことだが、逆流防止という目的に際して自動ダンパが逆止ダンパと同等以上の信頼性を確保できるとする理由を説明すること。
 - ✓ 遠心分離機シュート周りの隙間や遠心分離機飛散防止カバーと床面との隙間部の流速を計算するに当たり、遠心分離機飛散防止カバーと廃スラッジ保管容器飛散防止カバーの排気量を 200m³/h としているが、その設

定根拠を示すとともに、算出した流速の妥当性について説明すること。

- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

6. その他

資料：

- ・ 廃スラッジ回収施設の設置に関わる補足説明資料